

うるま市告示第 号

うるま市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

うるま市長 中村 正人

うるま市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱いに関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「企業版ふるさと納税対象事業」という。）に対する法人からの寄附に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 寄附の対象となる企業版ふるさと納税対象事業（以下「対象事業」という。）は、地域再生法第5条第15項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（同条第4項第2号に規定する事項について記載したものに限る。）に基づき実施する事業とする。

(寄附の申出)

第3条 寄附の申出をしようとする法人は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書（様式第1号）により、市長に申し出るものとする。

(寄附の受納等)

第4条 市長は、前条に規定する寄附の申し出をした法人からの寄附金を受納するとともに、受領証（様式第2号）を当該法人に交付するものとする。

2 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は収受した寄附金を返還することができる。

(1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 市長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、広報紙又

は市ホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(報告)

第6条 市長は、対象事業が完了したときは、当該事業の概要を記載した書類を添えて、速やかに内閣総理大臣に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する書類を提出したときは、事業費確定報告書(様式第3号)を当該法人に交付するものとする。当該事業期間内の各会計年度が終了した場合においても同様とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、企業版ふるさと納税対象事業に対する法人からの寄付に関する事務取扱について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

うるま市長 様

法 人 名

代表者職・氏名 ⑩

所在地

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）寄附申出書

うるま市で実施される地域再生法第 1 3 条の 3 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記のとおり寄附することを申し出ます。
なお、寄附時点において、本社所在地がうるま市外であることを申し添えます。

記

- 1 活用を希望する事業分野（いずれかにチェックをお願いします。）
- ☐ 魅力ある安定した雇用創出の場を創出する事業
 - ☐ 本市への新しいひとの流れをつくる事業
 - ☐ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
 - ☐ 快適で安心して暮らせるまちをつくる事業
- 2 寄附申出額 _____円
- 3 法人名と寄附申出額の公表について(いずれかにチェックをお願いします。)
- ☐ 希望します。(法人名と寄附申出額)
 - ☐ 希望します。(法人名のみ)
 - ☐ 希望しません。

4 担当者連絡先

所属：	氏名：
住所：	電話番号：
メールアドレス：	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

うるま市長



受領証

地域再生法第13条の2及びうるま市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附事務取扱いに関する要綱第2条に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明します。

記

1. 事業名
2. 寄附年月日 年 月 日
3. 寄附金額 円

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

うるま市長



事業費確定報告書

年 月 日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、 年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称

--

2. 確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円